

## 第 54 期令和 6 年度高知県最低賃金専門部会(第 6 回)議事要旨

- 1 開催日時 令和 6 年 8 月 13 日 午後 1 時 29 分から午後 4 時 05 分
- 2 開催場所 高知労働局
- 3 出席状況 公益代表委員 3 名  
労働者代表委員 3 名  
使用者代表委員 3 名

### 4 議題・議事要旨

#### (1) 高知県最低賃金の改正審議

政府への要望事項について検討を行った。

高知県最低賃金の引上げ額について、労働者代表委員からは、

3 要素の生計費が最賃近傍で一番厳しい方々の物価上昇と労働者全体の賃上げの水準、連合高知の賃金引上げ水準、隣県との額差を考慮して 56 円引上げ、と主張された。

これに対し使用者代表委員からは、

55 円であれば異論はない、

との主張がなされた。

審議が一定の内容に達したため、会議公開後、公益委員の見解が説明された。

#### [ 公益委員の見解 ]

最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素である賃金、通常の事業の賃金支払能力、労働者の生計費に関する主な指標及び中央最低賃金審議会の答申・資料、労使の主張について説明の上、特に

ア 賃金が社会全体で昨年より上昇している状況から、最低賃金においても昨年（44 円引上げ、引上率 5.16%）以上の引上げが必要と考える。

イ 賃上げにあたっては、物価上昇（持ち家帰属家賃を除く総合 3.5%、頻繁に購入する品目 5%）以上の引上げが必要である。

ウ 上記の観点からすると、中央最低賃金審議会において示された C ランクの目安金額 50 円、引上率 5.6% という内容は概ね妥当と考える。

エ もっとも、最低賃金にかかる全国との格差、また C ランク内や四国内での格差を是正していくことは、これからの高知県の経済・社会の発展において是非とも必要であり、それは、率ではなく、額として縮小させていくべきである。よって、目安金額である 50 円よりさらなる引上げが必要と考える。

オ 以上の視点から、公益委員としては、中央最低賃金審議会答申において示された目安額を参考にしつつ、労使各側の主張を勘案するとともに、地域間格差の是正、改正に伴う影響等を総合的に判断し、現行の高知県最低賃金 897 円について、「55 円（6.13%）引上げ、1 時間 952 円とする」（効力発生の日は法定どおり）ことが適当であると考えている。

という公益案が提示された。

労使双方にて公益案について検討し、労働者代表委員からは、

3者で3要素を中心に審議してきた到達点と前向きに受け止めたい、との意見が出され、使用者代表委員からは、

55円は高い金額であり各企業への影響も相当あると思うが、今の経済状況や人材不足の状況を見ると、思い切った賃上げで人材確保につなげていかないといけないということもあり、妥当な金額と判断した、との意見が出された。

公益案の採決の結果、全会一致で賛成となり、専門部会報告書案と答申文案の確認の後、部会長から労働基準部長（局長代理）に答申がなされた。